

三鷹市農業公園の団体利用・火気利用について

以下の注意事項を守りましょう。

① 15名以上及び火気利用の場合

- ☐ 指定管理者（JA 東京むさし三鷹緑化センター）に
事前に直接「農業公園使用届」を提出し、予約することが必要
- ☐ キャンセル・内容変更の際は指定管理者へ連絡をする
- ☐ 開始時・終了時に緑化センターでの受付等を済ませる

② 火気利用の場合

- ☐ 自由広場内（直火可）は、南側のみ火気使用可。1火点まで。
- ☐ 火気利用可能エリア（直火不可）は3区画設定、1区画1火点まで。
1区画6名まで×3区画、最大18名まで。
バーベキュー利用は火気利用可能エリアでのみ可能。

③ 利用可能時間

- ☐ 3月～11月 午前9時～午後5時まで（片づけも含める）
- ☐ 12月～2月 午前9時～午後4時まで（片づけも含める）

④ その他のお願い事項

- ☐ ゴミはすべて持ち帰ること（炭や薪、食べ残し等を含む）
- ☐ 園内の物（トイレ・植物等）を破損・汚損しないこと
※破損・汚損された際は補修・清掃等していただきます。
- ☐ 利用後は清掃・整地を行うこと
- ☐ 近隣住宅や他利用者への配慮及び事故の無いよう十分注意すること
（煙・BGMなど）
- ☐ 園内及び路上に車を駐車しないこと
- ☐ 園内で事故があった場合は、使用者の責任とします
- ☐ その他、公園利用に支障を及ぼす行為、公序良俗に反する行為をしないこと

※上記内容が守れない場合、今後の利用を禁止させていただきます

〈三鷹市農業公園指定管理者〉 JA 東京むさし(三鷹緑化センター)

電話 0422-48-7482

予約手続きやお問い合わせは営業時間内にお願いいたします。

三鷹緑化センター営業時間

3月～11月：午前9時～午後5時、12月～2月：午前9時～午後4時

令和7年7月1日～